

立看板規程および立看板の設置場所を定める規程について

【ご質問】（投稿日：2018年5月16日）

長年慣行として続いてきた立看板を撤去する行為は、憲法21条によって保障された表現の自由を侵害する疑念がある。そのため表現の自由に対する制限は厳格な基準によらなければならないが、以下の点についてどのように考えているか。

1. 「京都大学立看板規程制定の意図と経緯について」（回答日：2018年3月26日）によれば、立看板規程の制定の経緯は京都市の指導および周辺住民からの指摘である。そうであるならば、大学構内についてまで制限を設け、強制撤去を行うのは、行き過ぎた規制ではないか。

2. 立看板の設置場所を定める規程によって指定された場所は、これまでの立看板の設置状況から考えると、非常に狭い範囲に限られている。単に設置物の危険防止の観点のみであれば、これほど場所を制限する必要はないのではないか。

3. 表現の自由に対する規制は必要最低限度にとどめるべきであり、他の制限的でない手段等によって実現できる場合はそれによるべきである。立看板規程の各規定が必要最小限度の規制なのかという点について、どのような見解を持っているか。

4. 表現行為を制限する規定は明確でなければ委縮効果を招く。京都大学立看板規程について(4)（回答日：2018年3月22日）によれば設置責任者の氏名は学生番号によっても代替できる運用をするとのことであるが、運用によって改めるのではなく規程を改正ないし削除すべきではないか。

5. 立看板規程第7条について、新歓期、NF期においては異なる取り扱いをする根拠は何か。当該時期においてそのような取り扱いが可能であるならば、他の時期についても同様の取り扱いを認めることは可能ではないのか。

【回答】（回答日：2018年6月21日）

（総務部総務課、施設部プロパティ運用課、教育推進・学生支援部厚生課）

1, 2. 大学構内において無制限に立看板を設置することは、構内の通行の妨げになるおそれなどもあり、一定の制限は必要であると考えます。立看板規程第3条の「本学が別に指定する場所」は、予想される総必要枚数を基に、人通りの多さ、設置した際の人目への触れやすさといった点も考慮しつつ、敷地の管理や教育研究環境の確保の上で適切な

場所として定めているところです。

3. 立看板規程は、表現の内容について規制しているものではありません。各規定の趣旨については、他の質問において既に回答しているとおりです。なお、個々の規定に関する具体的な要望が学生意見箱に寄せられており、可能なものは対応していくこととしています。

4. 6月13日HP掲載の「京都大学立看板規程に寄せられた意見等への対応について」で示しておりますように、設置責任者の氏名、連絡先に代えて、学生番号の記載で可とすることを規程上も明確にすることを検討します。

5. 学生団体が新入生を勧誘する時期と全学的な学園祭である11月祭の時期は、その位置づけやこれまでの設置状況等に鑑み、設置者と設置期間について特例的な定めを設けているところです。他の時期で同様の取扱いをすべき時期があるとは考えておりません。